

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社B商店の経営するコンビニエンスストアにおいて、店員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、店舗のバックヤードにおいて商品の廃棄登録を行っていた時、床面に置いていた商品を取ろうとしたところ、座っていた車輪付きの椅子が横滑りしたため、椅子から転倒し（以下「本件事故」という。）、腰部を負傷した。負傷翌日、C医療センターに受診し、「脊椎圧迫骨折」と診断され、療養の結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、運動障害及び疼痛・しびれ等の神経症状は強直性脊椎炎によるものではなく、本件事故による腰椎等の圧迫骨折によるものである旨主張するので、以下検討する。

(2) 主治医のD医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「知覚低下及びしびれ感あり、画像所見ではせき髄の圧迫は軽度である。せき柱の運動障害の原因については、胸腰椎部に靱帯骨化により強直を認め、そのためと診断。現時点では強直性脊椎炎疑いの診断。強直性脊椎炎の原因は不明。強直性脊椎炎により脊椎の可動域低下に影響している。」と述べ、さらに、同年○月○日付け意見書においては、「強直性脊椎炎として確定診断は得られていないが、強直性脊椎炎の可能性は高く、強直性脊椎炎としての薬物治療を行う方針とした。身体障害の状況は、脊椎の強直によるところも大きい。」と述べ、請求人の症状が腰椎圧迫骨折を原因とすることに否定的である。

(3) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「全身の疼痛・脊椎運動制限・歩行障害等があるも、強直性脊椎炎の診断を受け、特定疾患及び身体障害者3級の指定を受けている。現在の症状は第1腰椎圧迫骨折からでなく強直性脊椎炎からの症状と判断する。」と述べている。

次に、F医師は同年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日撮影のMR Iによると、第1腰椎の変形は、前方椎体高は15mm、後方椎体高は16mmで特に大きな変化はない。強直性脊椎炎の疑いがあり、その症状が出現していたことにより、脊椎の可動性は左右非対称に減弱してきたものと考えられ

る。第12胸椎と第1腰椎の圧迫骨折のみでは、このような変化は考えられない。」と述べている。

- (4) そこで、当審査会において、本件に係る医学的所見及び関係資料等を精査した。運動障害については、「強直性脊椎炎による歩行困難の体幹機能障害」と認定され身体障害者手帳が交付されていることが認められる。強直性脊椎炎について、D医師は原因不詳、当該疾病により脊椎の可動域低下に影響しているとしており、F医師も同様に、強直性脊椎炎は原因不明の疾患であるとして、第1腰椎圧迫骨折との因果関係を否定している。

さらに、同医師は、可動域制限は認められるが第12胸椎と第1腰椎の圧迫骨折のみで起こるとは考えられず、強直性脊椎炎によりその症状が出現していると考えられるとも意見している。当審査会としては、上記各医師の意見は、臨床的経験によって裏付けられており妥当と考えられ、請求人が主張する可動域制限の障害は、本件事故による障害としては評価することができないものと判断する。

- (5) 次に、せき柱の変形障害については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、E医師の測定結果によると椎体高の減少率は50%未満であることから、上位等級の「せき柱に中程度の変形を残すもの」には該当せず、障害等級第11級の5「せき柱に変形を残すもの」に該当するものと判断する。

なお、受傷部位に残存する疼痛については、第1腰椎圧迫骨折による障害に派生する関係にあることから、上記障害に含まれるものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。